※ 登録番号	第1289号(令	和4年11月24日)
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商 号 又 は 名 称	ひびきふどうさんりさーちかぶしきがいしゃ 響不動産リサーチ株式会社	
(ふりがな)4.氏 名(法人である場合は代表者氏名)	きのした とよかず 木下 豊一	
5.資 本 金 額	1, 5	500万円
6.役 員		
(ふりがな) 氏 名	役職名	常勤・非常勤の別
きのした とよかず 木下 豊一	代表取締役	常勤 非常勤
きど しょうた 木戸 翔太	取締役	常勤 非常勤
いがらし なおひで 五十嵐 直秀	取締役	常勤非常勤
つじ まさお 辻 正夫	取締役	常勤非常勤
きのした みよこ 木下 美代子	監査役	常勤非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職	名	統括する業務の別
やまなか ゆうじ 山中 祐次 営業所の業務を統括する者 投資判断を行う者 助言業務を行う者 判断業務統括者			営業所の業務、判断業務
計 1 名			

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名	称	設置年月日	所 在 地
響不動産リサ	ーチ株式会社	平成23年 1月10日 (謄本より)	〒541-0054 大阪市中央区南本町1丁目4番10号 電話:06-6125-1177 FAX:06-6125-1188
計	L 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。

① 種類:主に業務用ビル、マンション、商業施設

② 規模:主に床面積100㎡以上

③ 所在する地域:主に大阪府内、主に兵庫県神戸市及びその周辺

- 2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
- 3. 報酬体系は、以下のとおりとする。
- I. 単発的な取引の場合

報酬=直接人件費(①) 円×従事日数+経費(②) 円[直接経費+間接経費]

+技術料(③)円+特別経費(④)円

- ① 直接人件費(当社標準額:一日一人当り50,000円とする)
- ② 経費(直接経費+間接経費)
 - ・ 直接経費:印刷製本代、複写費、資料調査費、交通費等の当該業務に関して直接 必要となる経費の合計(当社標準額:実費相当額とする)

- ・ 間接経費:当該業務を経営していくために必要な人件費(①直接人件費は除く)研究調査費、研修費、減価償却費、通信費等の経費の合計(当社標準額:一日当り20,000円とする)
- ③ 技術料(当社標準額:不動産投資総額の1%~3%を標準とし、依頼者と協議の上、 その額を決定する)
 - ・ 当該業務において発揮される技術力、創造力、業務経験、総合企画力、情報の蓄 積などの対価とされる額
- ④ 特別経費(当社標準額:実費相当額とする)
 - ・ 出張経費、宿泊料その他依頼者から特別の依頼に基づいて必要となる額

Ⅱ. 一定期間継続的な場合

報酬=定額/月(顧問料的なもの) (①)円+案件別報酬(②)円

- ① 定額/月 (顧問料的なもの):月額20,000円~100,000円で規模に応じて取り決める
- ② 直接人件費+経費+技術料+特別経費
- 4. 報酬の受領時期は、
- I. 単発的な助言の場合は契約時半額、業務完了時半額とする
- Ⅱ. 継続的な助言の場合は毎月末とする

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	近畿財務局長 (金商)第257号	平成20年 4月7日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	国土交通大臣 (3) 第8067号	令和2年 12月14日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

不動産代理業・仲介業、建物売買業、土地売買業、不動産管理業、宿泊業

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
きのした とよかず 木下 豊一	195株	65.0%	大阪府
やまなか ゆうじ 山中 祐次	45株	15.0%	沖縄県
べっく (株)ベック	40株	13.3%	大阪府
まつもと ひさお 松本 尚生	20株	6.6%	大阪府

1 3.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
きのした とよかず 木下 豊一	
いがらし なおひで 五十嵐 直秀	三都住建㈱ 建売業
つじ まさお 辻 正夫	税理士法人みのり税理士事務所 税理士事務所